

手順書:循環動態に係る薬剤投与関連

32. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整(8)

●は、必須

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(意識レベル、尿量の変化、血圧等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の降圧薬(注射薬)の投与量の調整を行う

●当該手順書に係る特定行為の対象となる患者

- ①血圧が維持されており、その他のバイタルサインや意識レベル、呼吸状態が安定している患者

●特定看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲

- 意識障害、新たな神経症状の出現、胸痛、呼吸困難の出現無し
- 血圧以外のバイタルサインの変動なし

●病状の範囲外

- 1. 不安定
- 2. 緊急性が認められる

* 医師が早急に対応できない場合は、医師の直接指示による降圧薬の調整に切り替える

病状の範囲内であることを問診、身体所見等で確認

●診療の補助の内容

持続点滴中の降圧薬の投与量の調整

* 基礎疾患により降圧の程度が異なるため、事前に降圧の範囲を医師に確認してある場合のみ、特定行為における降圧薬の調整が可能

●特定行為を行うときに確認すべき事項

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- SpO₂の低下
- 頭痛、動機などの自覚症状
- 薬物による副作用(低血圧、呼吸困難、肝機能障害、血小板減少、麻痺性イレウス、静脈炎等)の有無

- 以下の場合は担当医等に連絡
- 何らかの懸念
- 左記の状態

* 手順書には一定の幅を持たせていますが、あくまでも安全が第一です。特定看護師の役割としては、まず「特定行為が必要な状況の把握」と、「アセスメント」と考えます。よって、アセスメントの結果、特定行為が必要と判断された場合は、基本的に担当医に連絡し、具体的な特定行為を提案し、指示を受けるといったチーム医療が実践できるよう医師-看護師それぞれの立場でのご配慮をお願いいたします。

* 上記に関して適宜薬剤師と連携する。

●医療の安全を確保するための医師との連絡が必要となった場合の連絡体制

- ①担当医師のPHSに連絡、②1106(休日・夜間1502) → 外線(携帯電話)、③上級医もしくは他の医師に連絡

●特定行為を行った後の医師に対する報告の方法

- ①担当医師へ直接又はPHSで報告
(ただし、夜間もしくは休日で患者の状態に異常がない限りは翌営業日で可)
- ②診療録への記載